

務	00	01	30年
(令和34年3月末まで保存)			

警 務 第 4 6 8 号  
令 和 4 年 3 月 3 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について

この度、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月青森県条例第24号）が別添のとおり令和4年3月28日に公布され、同年4月1日に施行されることとなった。

制定の理由及び内容については、次のとおりであるから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の理由

青森県板柳警察署の廃止に伴い、所要の改正を行うため、制定されたものである。

2 制定の内容

(1) 警察署の統廃合に伴う改正

青森県板柳警察署を廃止し、青森県弘前警察署に統合

(2) 青森県警察署協議会条例（平成13年3月青森県条例第4号）の改正

青森県板柳警察署の廃止に伴い、青森県板柳警察署協議会を廃止

3 施行期日

令和4年4月1日

本件担当：警務課企画係

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

## 青森県条例第二十四号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例  
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

表青森県弘前警察署の項中「藤崎町」の下に「、北津軽郡のうち板柳町」を加え、同表青森県板柳警察署の項を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（青森県警察署協議会条例の一部改正）

2 青森県警察署協議会条例（平成十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「青森県板柳警察署協議会」を削る。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十五号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後				現行			
(略)	青森県五所川原警察署	(略)	(略)	(略)	青森県板柳警察署	(略)	(略)
(略)	五所川原市	(略)	(略)	(略)	北津軽郡板柳町	(略)	(略)
(略)	五所川原市、北津軽郡のうち、鶴田町、中泊町	(略)	弘前市、中津軽郡、南津軽郡のうち 藤崎町、北津軽郡のうち板柳町	(略)	弘前市、中津軽郡、南津軽郡のうち 藤崎町	(略)	五所川原市、北津軽郡のうち、鶴田町、中泊町 北津軽郡のうち板柳町

青森県警察署協議会条例（平成十三年六月青森県条例第四号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>別表（第1条関係） （略） 青森県五所川原警察署協議会 青森県黒石警察署協議会 （略）</p>	<p>別表（第1条関係） （略） 青森県五所川原警察署協議会 青森県板柳警察署協議会 青森県黒石警察署協議会 （略）</p>